

賛助会員規程

(賛助会員の目的)

第1条 公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）定款第3条及び第4条に掲げる本会の目的及び事業に賛同し協力する個人及び団体を賛助会員とする。

(本会と賛助会員の関係)

第2条 本会と賛助会員の関係は、以下の通りとする。

- (1) 本会と賛助会員は、相互に密接な連携を取り理学療法の普及と進歩に寄与する。
- (2) 本会と賛助会員は、リハビリテーション医療に関する設備・機器の開発や改良及び会員の福利厚生等の向上に努める。
- (3) 本会は賛助会員と平等に接し、相互の発展に寄与するため本会会員にその事業概要を周知徹底し協力する。
- (4) 賛助会員制度の円滑な運用を図るため本会役員と賛助会員とによる構成で賛助会員懇話会を年1回開催し、賛助会員に必要な事項について協議を行い理事会へ報告する。
- (5) 賛助会員に対しては本会の主催する会合、研究会等に関する寄付、協賛費用等の請求は原則として行わない。

(賛助会員の会費)

第3条 賛助会員の会費は8万円とする。

- 2 本会は、納入された賛助会費を予算に計上し協会事業費にあてる。

(賛助会員の権利)

第4条 賛助会員の権利は、以下の通りとする。

- (1) 本会で発行する刊行物及び本会事業の案内を受けること。
- (2) 定期的に本会が主催する学会、研修会の開催案内を受けること。
- (3) 展示設備のある本会が主催する学会、研修会において、優先的に展示できること。
- (4) 本会が主催する学会（分科学会を除く）、研修会において、展示料が1コマの範囲内で半額に減額されること。但し、展示に要する実費は賛助会員負担とする。
- (5) 前号に出展した賛助会員は、該当する学会、研修会において、2名分の参加費が無料になること。
- (6) 本会が発行する刊行物への広告掲載の機会を優先的に受けられること。
- (7) 本会ホームページ賛助会員一覧に名前が掲載されること。
- (8) 応募広告に関する掲載料金が半額に減額されること。但し、第4号の展示料半額と併用はできない。

(賛助会員との契約事業)

第5条 本会は、賛助会員と別途契約締結の上、共同事業を行うことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年6月11日より施行する。
- 2 この規程は、昭和55年4月21日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成3年3月9日一部改正により施行する。
- 4 この規程は、平成4年7月25日一部改正により施行する。
- 5 この規程は、平成24年9月16日から一部改正により施行する。

附則

- 1 この規程は、文言修正をして平成28年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、賛助会員の区分を撤廃して平成31年4月1日より施行する。但し、第3条（賛助会員の会費）に関しては、平成31年度定時総会承認後の適用とし、平成31年度の年会費支払いは平成31年8月末を期限とする。